

大蔵委員會議録 第七号

昭和二十七年二月五日(火曜日)

午後一時三十五分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君

理事 浅香 忠雄君 理事 大上 司君

理事 川野 芳清君 理事 島村 一郎君

理事 若米地英俊君 理事 三宅 則義君

理事 宮崎 晴君 理事 宮腰 喜助君

理事 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君

大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

委員外の出席者

国民金融公庫総裁 楠田 光男君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

本日(の)會議に付した事件

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第二七号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

昨四日、本委員会に付託に相なりました開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題といたしまして、まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。西村大蔵政務次官。

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

別会計を設けまして、これを経理いたしておりますが、同特別会計法におきましては、この開拓者に対する貸付金の財源は、同会計の負担において発行する公債または借入金によつて、調達することになつております。しかしながら、このような公債または借入金によりますことは、健全財政の見地から安当でないものと考へられますので、昭和二十四年度以降におきましては、引続き一般会計からの繰入金をもつて、その財源に充てて参つておるのでございます。昭和二十七年におきましては、十五億三千二百一十一万円の開拓者資金の貸付を予定いたしておりますので、これに相当する金額を一般会計からこの会計に繰入れます。貸付金の財源に充てるとするに、この法律案を提出した次第でありまして、一方この金額は明年度予算に計上されておるのでございます。

なおこの繰入金は、将来貸付金がこの会計に償還された際に、その繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところによりまして、この会計から一般会計へ繰りもどすことといたしております。

以上がこの法律案の提出の理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 本法案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○佐藤委員長 次に、前会におきまして提案趣旨の説明を聴取いたしました

国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を行います。

○佐藤委員長 本案に対する質疑に入ります前に、まず先般新聞等にも掲載されました国民金融公庫の不始末事件について、同公庫総裁より釈明のため発言を求められておりますので、この際これを許します。国民金融公庫総裁楠田光男君。

○楠田総裁 国民金融公庫の楠田でございます。昨年五月公庫の内部におきまして、私の部下が不始末をいたしましたので、この機会にお許しを得まして、皆様におわびを申し上げます。と存する次第であります。

私も国民金融公庫を預かつております者として、かねてからかかることのないように気をつけて参つたのでありますが、遂に数名の者が不幸にしてお客様から金品の贈與を受けたりしまして、それが遂に司直の手を煩わすようなことになりました。公庫の性格の上から申しまして、またその使命にかんがみまして、まことに申訳ない次第でございます。その動機なり事情なりがいかにようでありましても、またその金額も大した金額ではないのでありますけれども、たと一銭一厘でありましても、お客様方からかくのことものをいただくようなことは、どんなことがあっても許し得ないことであります。何とおわびを申し上げてよろしいか、監督の不行届きその他の点につきまして、こ

こにけれどもおわびを申し上げる次第であります。私も今後はこれを機会といたしまして、あるいは人事の刷新において、あるいは業務のより厳正公正なる運営において、万遺憾なきを期したいと思ひまして、人事もある程度刷新いたし、また内部の監察といひますか、そういう点につきましても遺憾なきを期したく、昨年末以来いろいろ手を講じて参つたのでありますが、どうぞこれらのごとくをとおくみとりくださいます。御了承くださいますようお願い申し上げます。

なおお客様方からかように金品をいただきましたその貸付自体につきましては、いずれも回収成績が良好なものばかりであります。滞りません。不良貸付と認むべきものが一つもないのが、まあ何と申しますか、せめてものことだと存じております。何と申し上げてもおわびのしようもないほど不始末を申し上げてまして、御了承をお願いいたします。

○奥村委員 近來いろいろ金融機関において、この種の事件が頻発しております。われわれは商工中央金庫においても、非常に乱脈をきわめておるというふうなことを、新聞報道で承つてゐるので、国民金融公庫においては、たゞいま総裁の言われるように、その性格と使命からして、かようなことがあつたのでは、これほど遺憾なこ

とはなないと思つておつたところ、実は新聞記事を見て、われ／＼も非常に遺憾に存したのであります。しかしただいまの總裁の心からの反省と真心をくみとつて、われ／＼も了とするのでありますけれども、もう一步進めて、今後かようなことのないようにせしめていただかなければならぬが、それについては、なぜかような事件が起つたかという根拠をよほどここで突きとめて、まずその根拠をなくして行かなければならぬ、こういうような考えから、二、三お尋ねをいたしたいと思つたのであります。

まずあらゆる金融機関に、その貸出しの決定をさせるために、今日いろいろな誘惑の手が延びているといふことは、われ／＼も承知しております。普通の市中銀行などでは、金品の贈與などは、これは普通のことにように取扱われてゐる。ただ国民金融公庫の性格と使命からして、特に遺憾と思つたのであるが、この国民金融公庫にもそういう誘惑の手がいかにも多く延びているかといふことは、われ／＼も相当想像してゐる。これに對して今日まで国民金融公庫は、この間の事件までは何の失敗もなかつたといふことは、まことにわれ／＼も心強く思つておつたのであるが、そこでこの事件の起つた原因としてどういふ誘惑があるか。また誘惑に對して今後これを拒み得るだけの、公庫として職員に對する処置が行われてゐるか。われ／＼大蔵委員会として特に前国会以来、前国会どころではない。前々国会あるいは一昨年度以来、何とか公庫の職員の待遇身分を、もう少し向上したいといふことを念願しておつたのであるが、われ／＼

の力足らずしてまだこれは実現しておらぬ。従つてこの職員の待遇があまりに低過ぎるがために、つい誘惑にかかりやすい。ここが原因ではなからうかと思つてあります。これに對しての処置をお考えにならずして、おそれく總裁としても、今後かようなことは絶対にないといふことは断言できないだろう。それでこの事件についてもう一步進んでどういふ原因であつたか、またこれに對して今後絶対にさういふことがないとするについては、どういふような処置を行つた上においてさういふ確信が持てるか、その点をひとつお話願ひたい。われ／＼もまたできるならば、ひとつさういふ根拠をなくするために努力したい、こういう意味からお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○榎田説明員 まことに御同情にあふれたお言葉を拜聴いたして、ありがたくなつた。熱心な方々に存じております。やはり金融という仕事をいたしております。すると、ことに昨今のような金詰まりの情勢であります。お客様方の中には、あるいはいかなる手段を講じて、何とかして金を借りたいという人がおるやうであります。いろ／＼な意味で金品を持つて来るやうなことになるのだらうと思ひます。私どももいたしましては、かかることがお客様方の方にあります。絶対にこれを拒み断りすればけつ／＼なものであります。ただいまおつしやいました給與の点であります。この点につきましては、かねてから皆様方からも、たいへん御同情のあるいろ／＼な御処置をいたしておりました。常に感激いたしておるのではありません。何分にもまだ国家公務員と同じ待遇にありますが、関係上、

いろ／＼な意味で他の金融機関等と比較いたしました。きわめて低い給與に甘んじておりますことは事実であります。また仕事の量からいいます。毎日、毎月お客様方がふえる一方でありまして、非常な業務に全体が携わつておることも事実であります。ただ給與が悪いからと申しますことは、本件に関する限りは、私からは何とも申し上げにくいことであります。要するに当該職員のモラルの問題と申します。心構えの問題と申します。さういふ点に帰すべき点が多いと存じます。私どももいたしましては、もちろん給與なり待遇なりの面におきまして、職員全体がもつと伸び／＼とできるやうなことにあります。これに越したことはないであります。かねがねから望んでおることではございしますが、今度の件につきましては、要するに職員の一部分において、何と申しますか、事柄になれてあるいはたがのゆるんだところがあつたのではないかと。従つて今後においては、やはりさういつた面において、もつと／＼お互いに戒め合ひ励まし合ふと申します。結局職員全体がこれを機会に一つの心になつて、二度とさういふことを起すまい。先程申しましたのであります。昨年の暮れ以来、職員全体の中にもこの綱紀問題に對する運動を起しておるのであります。お互いに戒め合つて二度とかかることを起すまい。また国民金融公庫としての信用を、何とかして回復してこれを高めて行きたいと、これに全力を盡そうといふことを誓ひ合つておる次第であります。が、私といたしましては、できる限りの手段を講じまして、二度とかかる不

祥事を起さないように、お互いに戒め合ひ励まし合つて、この尊い仕事をやらしていただきたい、かように存じておる次第でございます。

○農村委員 それでは、公庫の予算も出ておりますが、職員の方が規定の勤務の時間を非常に超過して勤務しておられる。さういふことをよく承るのであります。最近の勤務の状況と、その超過した勤務に對しては、特に超勤手当その他の方法が十分に講じられておるか。公務員としての待遇は今のところやむを得ないとしても、せめて超勤手当あるいは出張した場合の旅費、さういふものについては予算に轉られて不十分になつていないかどうか。その点をひとつお尋ねしておきます。

○榎田説明員 勤務の状況は、昨年は年末でもありました。非常に過重とでも申します。大体調査に担当いたしました連中は、家にまで持ち帰りまして調書を書くというやうなことであります。大体十二時近くまで仕事をしておるの、平日のように続いたかと存じます。超過勤務手当、旅費につきましては、いずれも公務員といたしましてそれ／＼基準がございします。その基準に従ひまして予算の範囲内においてこれを支拂つております。現在までのところは超過にいたしては、残りました方々の職員に對しましては全部これを拂つております。ただこの調子で行きますと、年度末に若干不足するかも知存じますが、それについては予備費が若干ございします。主計局の方と相談いたしまして、何とかして都合がつかないかといふことで、御相談をいたしておるのでございます。今までのところは超過手当は、規定の公

務員として受くべきものは拂つております。また旅費も規定によるものであります。金額は少いのであります。私の感じでは、規定の旅費ではあるいは実費弁償のところまでも行かないのではないかと思ひますが、その程度で拂つておるやうな状態でございます。その程度でございます。

○農村委員 もう一つお尋ねしたいのは、東京都内における貸付は、業務部一本でやつておられるように承知しておりますが、小口の貸付、歴大な仕事量をあつた一つ業務部でやつて行く。そこに無理があるのではないかと。支所で言うならば、十以上の支所を一つの業務部でやつておる。従つて業務部長などの責任者の目が届かぬことにはならないか。さういふ仕事の方の側からいへば、一々新川町まで行かなければならぬ。これは都内として非常に不便であつて、せめて都内に五つくらいはほしいといふのはさういふ前からの要望であるが、あまりに一つにまとめ過ぎて仕事に無理がかかつて来る、さういふ点に今回の事件の原因がありはしないか、さう思ふのです。が、それに対するお考えなり、また今後の対策を承つておきたいと思ひます。

○榎田説明員 東京におきます申込みなり貸付の状況は、全国の大体二割五分、三割近くを占めておるやうな状況でございます。おつしやる通り、ただいまのところ新川町にある業務部一本でもつて、貸出しをやつておりますといふこと自体が、たいへんにかさみまして無理であります。これは、御指摘の通りであります。従来からでき

この国民金融公庫の発足は、国民大衆の生活の再建、あるいは経済の復興に寄與しようという、国家のあたたかたしい氣持で発足しておることは、申すまでもないことでございますが、それだけにその責任が非常に重い。相手方というものは、一般金融機関から融資を受けることのできないような零細なものを、対象としておるわけでありま

硬に断つた。そこで秘書は歸つて来て、実はこれ／＼こういう話でござい
ます、こゝろいゝので、私も実は憤慨し
たわけでありまして、それから私が出
て行きました、自分が參つたのだが、
その内容を一部でも改善すべきところ
を指摘してもらいたいということを申
したようなわけですが、そのとき
きに私は考へた。これは相当さういつ

するとができるはずですよということ
を、よく御納得の行くように御説明申
し上げるようにということ、かねがね
から申し上げておつたわけでございま
すが、その趣旨が徹底いたしませんで
おしかりを受けるような事態があり
ましたことは、ここでわざわざ申し上げ、
今後かかることのないように、ますま
す気をつけて職員を指導して行きたい

あるならば、そこに何かあるのじやないかというような氣持を抱かせるわけでありまして、非常にその点は遺憾であつた、こう私は考えておつたのであります。ところが、それで私は同僚諸君とそういふ話をしておつた。どうも公庫のあり方について、あの扱いは満足にわれわれが考えておるような方向には行つ

れてゐたきたい。その仲介をする本
庫としては、両者の氣持をよく考へて
やるべきじゃないかと思うのでありま
す。總裁は非常に御苦勞なさつてお
り、大勢の中には悪い者も出て参りま
ししょう。それについて肝胆を碎いてお
ることは、よくわれ／＼にもわかつて
おります。でございますから、總裁に
對してどうこうということをわれ／＼

は言うのではなくして、今後のあり方について、よくその点を考えながら、ひとつ指導していただくことができればいいと思うのでありますが、この点御了承を得ておきたいと思うのであります。

次にお尋ねしたいのは地方に今度支所—支所というのですか、それをお出しになりましたが、これが非常に物議の種になっておられることを、ひとつお考え願いたい。なぜという、たとえばある都市に出した。人がおられない。それだけの設備ができておられない。店は開いたけれども人が足りない。従つてその都市だけしかその恩典に浴することができないような状態、他の都市からこれに申し込んで、それに対してはどうすることもできない、そのままほつておく、こういうような今の状態にあるのであります。これはあなたの責任ではないかもしれない。むしろ予算の面その他で非常にこまかく押えられておるために、十分手足を伸ばすことができないためだろうと、私は考えておりますけれども、これは一部の人だけしか、その恩典に浴することができないような状態でありまして、他の方面に不平が徐々に高まりつつあるということを考えたときに、せつかくやつたのがかえつてあだになるということも考えられるのであります。早くこれを改善いたしまして、万人に及ぼす方法を御考慮願いますことができないか。それに對して何か支障があると思ひますならば、この際率直に申していただくならば、われ／＼はできるだけの協力を惜しむものではないのであります。その

点をこの際陳述せられてはどうか、こう思うのであります。

○柳田説明員 たいだいたいへんありがたい御注意でありました。支所の活動の点でございしますが、法律上東京、福岡、北海道を除きましては、各府県に一つずつしか支所を置くことができない。それで各府県に一つずつ逐次置いて行つたわけでありましたが、たゞいまお話のございました予算の関係もございまして、また人員をふやすと申しましても、にわかには適材を求めることも困難でございます。だん／＼と養成して行かなければなりません点もございまして、全体的にきわめて手不足であることは遺憾ながら事実でございます。のみならず最近も統計をとつてみたのでありますが、ただいま全国に一千人の職員がございまして、二十四年の六月にスタートいたしましたときは五百六十人でございまして、四百四十名の増員があつたのでありますが、その当時と現在とでは、今度は仕事の量の方面、申込みの関係から見ても、一人当たり平均件数がふえてきているような状況でありまして、増員よりは申込みの方がふえておるという状況、仕事はやはり総体的にだん／＼と重くなつて来ておる、こういう状況になりまして、何とかしてこの人手の点において、早く充実の点を講じなければ、十分にお客様方の需要に應ずることができない、御期待に沿えない状況になつておることを心配いたしております。ただこれは予算関係その他がありまして、逐次増強して参るといたしまして、当面のこつた支所所在地以外、代理所の活用ということが考えられる

わけでありまして。現在相互銀行、信用金庫あるいは信用組合あるいは若干の銀行代理所は、全国で四百五十ほどございまして、この方に御活躍を願ひたいと存じまして、資金の割當につきましても大体新規資金は、従来は二割見當を代理所方面が扱つておりましたが、それを逐次ふやしまして、現在では三分の一見當、三割五分見當は代理所の方にお願いするところまで、こゝろ着けることができました。あと一つは数箇所の支所で実行いたしておることとでございますが、出張貸付と申しまして、ある市なり町なりにおきまして、申込みが十なり二十なり集まりました際に、その支所から一週に一回ないし二回日をきめまして、係員が出まゝして御相談に應ずるという出張貸付を、最近数箇所の支所が実行いたしておりますが、これはお客様の御期待に沿ふものと考えております。この点も十分研究いたしまして、広く拡げてみたいと考えている次第であります。大体こんなぐあいにはいたしまして、基本は人手をもう少しふやすことが必要じやないか。これもせつかく計画を立てておる次第でございます。

○佐藤委員 深澤君。

○深澤委員 国民金融公庫の不祥事件に對しましては、総裁も非常に責任を痛感されておるので、われ／＼もそれを了とするものでありますが、先ほど奥村君から言われたように、この国民金融公庫の運営という問題については、特に既存の金融機関に専まれない下層の業者、あるいは営業者の金融をつかさどる関係上、非常に複雑多岐であるとは考えますが、しかしわれ／＼も全国各地でいろいろ、民間公庫の運営に

ついでの意見を聞いているのであります。たゞ／＼この不祥事件が表面化して参つたのでありますが、しかしその原因というものはやはり一応突きとめて、どういふところにその原因があるかというところを、明確にする必要があると思ふのであります。総裁も先ほどの釈明の中で、その原因はいかんとおあれ、というふうなことを言われておつたわけでありまして、そういう事件が起つて来た原因というものは、無理からぬ事情があるやに私は受取つたのであります。総裁としてはこの問題の起つた根本原因はどこにあるのかというところを、おそらく判明されておると思ふのであります。その点はいかように考えておられますか。

○柳田説明員 お尋ねの原因の点であります。先ほど申し上げたのでありますが、あるいは給與の点といひ、あるいは非常に肉体的に勤務であるとか、いろいろな点もあると思ひますが、やはり私どもの立場といたしましては、職員の中にやはり事柄になれて来て、少しががゆるんで来たというやうなところがあるのではないかと存ぜられまして、おわびを申し上げていふやうな次第でございます。これをどうして引縮める。みなそろつて心を新たにしまして、ほんとうに公庫の使命に徹して御奉公しようじやないか。そういう決意を昨年末以來いたしまして、やつていふやうな次第でございます。何と申ししても私はもう一度ふんどうしをしめ直す、たがをびしやつとしめ直す、これが絶対の義務であると思つてやつていふやうな次第であります。

○深澤委員 私がかつて四国に大蔵委員会の調査で参りましたときに、四国の公庫の職員諸君が切実な訴えをしておつたのであります。まつたく既存の金融機関の人々といふ／＼な折衝やおつき合いがあるのだが、自分たちはとてもできない。そうしてなお業務の上におきましても、出張調査をするといふやうなことも、実は旅費関係、予算関係に制約されておつたのであります。痛切に訴えておつたのであります。どうもこういう他の金融機関の状況は、他の産業に比べて給與が非常にいいのであります。ところが国家公務員法によつて制約されている公庫の職員といふものは、おのずから、その限度がありまして、その職務遂行といふものが非常に十分に行かないやうな事情があるのではないか。そういうところにこつた事件発生の原因があるのではないかと、いふやうに考へるのです。従つてこういう金融機関といふものに対する給與問題、あるいは調査のための旅費の支給といふやうな問題は、何か特別の方法を考えなくちゃならぬといふやうにわれ／＼は考へるのですが、監督機関である銀行局長あたりは、この問題をどういふやうにいにお考えになつておるか。この点をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。国民金融公庫の職員の給與の問題であります。この点につきましては、国民金融公庫の性格なりあるいは使命という点から見まして、一般の市中の金融機関と同じやうなレベルに給與を持つて行くといふことの必要はないと私は思ひますが、少くとも金融機関であります以上は、国家公務員と同じやうな待遇をして行くといふこと

は、必ずしも適當でないというように私は考えております。この問題につきま

しては、昨年来たび／＼実は論議もされて参つておりますし、当委員会におかれましては、たび／＼この問題をお取上げいただいたのでありますが、い

ろいろな関係で実はまだに実現するには至つておられないわけでありま

す。今般国民金融公庫法の改正を御提案申し上げるにあたりまして、この問題を一応検討いたしましたのでありますが、この問題を解決いたしますには、い

ろいろな関係からまだ機が熟しておりませんので、今般も実はこの問題を取上げることを差控へまして、お手元に差上げてありますような、ごく簡単な改正法案として御提案申し上げた次第であります。今後情勢の推移を見ながら、国民金融公庫の職員の待遇の改善につきましては、できるだけ善処して参りたい、かように考える次第であります。なお先ほど来問題になつております旅費でありますとか、あるいは超過勤務手当というか、時間外の勤務に対する手当等に対しましては、規定の許します範囲内において、必要なものについては十分に措置をして参るよう

に、予算上あるいは行政上の善処をいたして参りたい、かように考えております。

○澤澤委員 總裁にお伺いしたいのであります。代理所の問題であります。大体この代理所に取扱はせる資金量を、全体の二〇％くらいにするというところで、非常に代理業務というものを重大に考えておるようでありま

す。が、私の知つてゐる範囲内においては、信用金庫、昔の信用組合、それから相互銀行、無盡会社等がこの代理業

務をやつてゐるのであります。が、この資金が金庫の資金として、こういう制

度が国家の方針としてあるのだということ、一般国民に知らせることはや

つてないのであります。むしろ自分の業務の発展と運営のために、これを十分に役立てておるといふ傾向が強いのであります。こういうことでは、私は

国民金融公庫の使命は十分に果されないと考えるのであります。従つて代理業務というものについて、もう少し考

えられなければならない段階に来てゐるのではないかと考えるのであります。が、この代理業務の運営問題については、總裁はどういう御所見を持つておられるか。この点をお伺いいたした

い。

○榎田説明員 全体といたしましては、支所の数といい、人手の数とい

ふ少いのでありますから、この小口金融に相當の経験を持つておる信用金庫、相互銀行を代理所といたしまして活用するほかはないというように考えてお

ります。が、ただ、たゞいま御指摘の通り、信用金庫なり相互銀行なりの中に、私どもの仕事の趣旨等につきま

して、まだ十分に御理解の行かないところがあるかも知れませんので、結局は代理所に對しまして、私どもの仕事の中身なりやり方なり趣旨なりをよく徹底していただきまして、私どもの仕事に御協力をお願いしなければならぬと存じております。今後とも代理所に

つきましては常時行き来いたしまして、大体毎月一回は報告をいただいておるようなわけであります。が、こちらの方からも出向きまして、また向うからも来ていただいて、仕事のやり方につ

きましてその趣旨がよく徹底いたし

ますように、よく話し合ひを今後とも続けて行こう、十分それが遂げられるようにやつて行こう、こういううまいに

考えて今やつております。

○澤澤委員 代理業務をやつてゐるのか、いないのか、国民金融公庫の存在があるのかないのか、さつぱりわから

ないという事情が実はあるものであります。それはもちろん宣伝したために需

要量があまり多くなつても、供給量が少いという関係上困ることはありま

す。が、しかし一応国民金融公庫の業務をやつてゐるというところを、その市民なり県民に對して知らせるくらい

の義務はいると思ふ。私は山梨ですが、山梨の甲府でも三つの店が代理業務をやつております。ところが今まで市民や県民は、そんな仕事を信用金庫や相互銀行が引受けてやつてゐるのか、いないのか、さつぱり知らないという

のが実情であります。従つて十分需要量に應ずることはできないにしても、国民金融公庫の業務をやつてゐるのであるということを一般に知らせ、そうして可能な範囲内においては、この国民

金融公庫の金が利用できるのだという

ことを知らせる必要があると思ふ。そういう對外的な宣伝、周知徹底の方はほとんどやつていないように、われわれは考へてゐるわけですが、そういう点

はやはり知らせる必要がある。そうして多くの需要者が要求いたしましたとしても、やはり国民監視の中でこの運営をやつて行くことが必要であると私は考へております。ところが信用金庫なり相互銀行なりは、自分の業務の発展と拡張のためにこれを利用してゐる。従

つて従来の金庫なり相互銀行なりと結

びついた者のみが、これを利用して行くという傾向が私は強いと思ふが、こ

れは国民金融公庫の趣旨に沿うものではない。従つて代理所を通じ、あるいは支所を通じて、国民に広く国民金融公庫の存在を知らせ、その中で代理業務なり支所の運営なりをやつて行くという方が、むしろ公正を期し得られるのではない。現在の代理業務の中には、相當非難しなくてはならぬ運営の方法があるというところを考へるわけ

であります。従つて一般に周知徹底させるという對外的な宣伝——もちろんあまり多く来ては困るのであります。が、とにかくやつておるのだという、存在を知らせるくらいは宣伝をやらせる必要があると思ふのですが、そういう点

についてはどういふうまいの考へを持つておるか。その点をお伺いしたい。

○榎田説明員 先ほど申し上げましたように、代理所の中にまだ趣旨が徹底いたしませんことがございます。これを、非常に私どもおそれております。できるだけ私どもこれを徹底するよう努めたいと存じます。また代理所には全部公庫の代理店である、代理所であるという看板をかけること、それから窓口にもそういう標識をすること、こういうことになつております。が、それだけではその代理所に来られるお客さんのみしか知らないようなことになりまして、ただいまお話をいたしました通り、どういふ代理所がうちの仕事をやつてゐるということ

を、広くお知らせするような方法を、御注意もされましたので考へたいと思

います。

○佐藤委員長 それでは本日はこの程度にとどまして散会いたします。次

会は公報をもつて御通知申し上げます。

午後二時三十二分散会

昭和二十七年二月九日印刷

昭和二十七年二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所